国地契第 1 2 号 国 按 第 5 9 号 国 营 管 第 1 1 0 号 国 营 静 第 2 6 号 国 港 統 第 2 6 号 国 港 技 第 6 4 号 国 港 技 第 1 2 号 平成 2 4 年 6 月 1 1 日

最終改正 平成25年3月26日 国地契第111号

国地契第 1 1 1 号 国 2 9 8 号 国 营 管 第 4 9 0 号 国 营 計 第 1 2 4 号 国 港 総 第 5 2 6 号 国 港 技 第 1 2 2 号 国 北 予 第 5 4 号

あて

大臣官房

地 方 課 長技術調査課長官庁営繕部管理課長計画課長

港湾局

総 務 課 長 技 術 企 画 課 長 北海道局

予 算 課 長

特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について

専門工事部分の品質確保が、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、「平成24年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成24年4月6日付け国官総第16号、国官会第105号、国地契第1号、国官技第9号、国営管第16号、国営計第2号、国北予第1号)又は「平成24年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成23年4月6日付け国港総第36号)4(4)において、特定専門工事の技術提案・施工体制について評価する特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行に努めることとし、詳細については別途通知するとしたところであるが、当面、下記に定めるところにより、特定専門工事審査型総合評価落札方式について試行することとし、今後、実施状況を踏まえながら所要の改善等を図っていくこととしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1 対象工事

- 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発 (1) 第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライ ン」、「総合評価落札方式の実施について」(平成12年12月11日付け建設省営管 発第449号)の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイド ライン」又は「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」(平成14 年2月22日付け国港管第1187号)の別添「工事に関する入札に係る総合評価落 札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価 落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第3 2号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)、「総合評価落札方式の実 施に伴う手続について」(平成12年12月11日付け建設省営管発第450号、建設 省営計発第158号)又は「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平 成14年2月22日付け国港管第1188号、国港建第272号)に基づき行われる工事 (技術提案評価型A型若しくは施工能力評価型又は高度技術提案型総合評価落 札方式を適用する工事を除く。)のうち、特定専門工事(法面処理工、杭基礎 工、地盤改良工又は海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る。) のいずれかを含む専門工事をいう。以下同じ。)が工事全体に占める重要度の 高い工事において試行することとする。
- (2) 対象工事については、特定専門工事部分の施工を予定している業者(以下「特定専門工事業者」という。)の施工実績等を審査し、評価する「特定専門工事審査型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

2 評価項目

標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目については、これを特定専門工事部分とそれ以外とに分け、特定専門工事部分については、特定専門工事業者の施工実績及び特定専門工事業者の配置予定技術者の能力に関する項目を必ず設定するとともに、標準ガイド第2Ⅲ10及び「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-7又は「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-7又は「港湾空港等工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年10月27日付け国港総第263号、国港建第145号)の別添中3-4の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号)、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国営管第282-3号、国営計第129号)又は「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国港総第683号、国港建第175号)の対象工事において本方式を試行する場合には、施工体制評価項目を特定専門工事部分とそれ以外とに分けて設定しないものとする。

3 配点割合

加算点のうち特定専門工事部分に係る配点割合は、施工体制評価点を除く加算 点全体の50%未満となる範囲内で、工事全体に占める特定専門工事部分の重要度 に応じて、適切に定めるものとする。

4 審査・評価方法

本対象工事においては、特定専門工事部分についての技術提案を求め、原則として、技術資料を提出したすべての入札参加者に対して、標準ガイド第2Ⅳ2のヒアリングを実施するものとし、その旨を入札説明書に明記するものとする。また、特定専門工事部分についての技術提案を適切に評価するため、入札参加者に対して、特定専門工事業者の当該ヒアリングへの同席を求めるものとする。ただし、当該ヒアリングへの同席は特定専門工事業者の任意の協力によるものであることに留意すること。

5 その他

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年4月1日付け建設省営管第124号)又は「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け運輸省港管第927号)により、所属担当官は、指名停止期間中の有資格業者が当該所属

担当官の契約に係る工事の全部又は一部を下請することを承認してはならないこととされている。したがって、開札時に特定専門工事業者が、指名停止期間中である場合は、当該特定専門工事業者を下請負人として予定している者の行った入札は無効とすることとし、その旨入札の条件として、入札説明書等に明記すること。

本対象工事においては、あくまでも特定専門工事業者の能力等を入札参加者の評価に反映させるものであって、特定専門工事業者を直接評価するものではない。従って、当然ながら発注者と特定専門工事業者との間に直接の契約関係を発生させるものではなく、特定専門工事業者の選定や、特定専門工事部分の施工等については、落札者の責任において行われるものであることに留意すること。

ただし、特定専門工事業者の能力等を入札参加者の評価に反映させていることから、開札後における特定専門工事業者の倒産等やむを得ない場合を除き、特定専門工事業者の変更を認めるものではないことに留意すること。なお、やむを得ず特定専門工事業者を変更する際には、発注者の承諾を得ることとさせること。

附則

- 1 この通知は、平成24年7月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 北海道開発局においては、一元的な事業実施に係る契約制度の運営の観点から、 北海道局予算課へ事前に報告の上、本則と異なる取扱いを行うことを妨げないも のとする。

別添1

<入札説明書への記載例>

○. 工事概要

- (○) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する 総合評価落札方式のうち、特定専門工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改 良工又は海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る。)のい ずれかを含む専門工事をいう。以下同じ。)が工事全体に占める重要度の 高い工事において、特定専門工事部分の施工を予定している業者の施工実 績等を審査し、評価する「特定専門工事審査型総合評価落札方式」の試行 工事である。
- (○) 本工事においては、原則として、技術資料を提出したすべての入札参加者に対して、ヒアリングを実施する。また、特定専門工事部分についての技術提案を適切に評価するため、原則として、特定専門工事業者も当該ヒアリングへ同席すること。ただし、当該ヒアリングへの同席は特定専門工事業者の任意の協力によるものとする。
- (○) 開札時に特定専門工事業者が、指名停止期間中である場合は、当該特定 専門工事業者を下請負人として予定している者の行った入札は無効とす る。
- (○) 開札後における特定専門工事業者の倒産等やむを得ない場合を除き、特定専門工事業者の変更は認めない。なお、やむを得ず特定専門工事業者を変更する際には、発注者の承諾を得ること。

別添2

<特記仕様書への記載例>

(特定専門工事業者の変更)

第〇条 開札後における特定専門工事業者の倒産等やむを得ない場合を除き、特定 専門工事業者の変更は認めない。なお、やむを得ず特定専門工事業者を変更 する際には、発注者の承諾を得ること。